

(3) 処理計画の策定

災害時であっても、解体時分別を徹底するなどリサイクルを優先するという基本的考え方をベースに、市町別処理計画の策定を図る。当計画では、自区域内処理を原則としながら、不足分については他府県自治体や民間業者などの応援を求めるとともに、広域的な処理を図っていくこと、仮置場の確保や仮設の処理施設の確保等、発生量に見合った施設整備を進めることを含むものとする。

(4) 環境保全対策等の指導

仮置場での野焼きの防止、飛散流出の防止、運搬時の落下防止、不法投棄防止等の適正処理確保に努めるとともに、解体撤去作業時にはアスベスト等粉じん防止や有害廃棄物対策を図る。

第4節 関係者の役割分担

1 県の役割

県は、県下の一般廃棄物及び産業廃棄物の処理状況を的確に把握し、県民、事業者、市町等と連携しながら、その発生抑制や再利用、再資源化の促進を推進していくなければならない。

また、本計画の策定主体として、循環型社会の実現に向けた取組を推進するとともに、関係者への指導、調整に係る役割を担う。

なお、法制度面や拡大生産者責任等、県や市町だけでは解決できないことについては、機会ある毎に国に働きかけを行っていく。

(1) 廃棄物の発生抑制・分別排出等に係る意識啓発

生産・流通・消費・再生・行政の参画のもとで設置している「ごみ会議」において、スリム・リサイクル宣言店の普及啓発やマイバックキャンペーン等を行う等、市町の取組とも連携して、廃棄物の発生抑制や分別排出の徹底に向け、住民意識の向上に努める。県民に対する啓発事業として、ごみ減量化推進県民大会やごみを減らすアイデア募集（小学4年生対象）を引き続き実施する。

また、事業者に対して、様々な機会を通じて、環境効率向上の必要性を周知するとともに、その推進に努める。

(2) ボランティア活動等の基盤の強化、情報交流の推進

5R の推進や適正処理の確保のためには、社会を構成する全ての主体の参画と協働が必要であり、県民運動の核となるボランティア団体や NPO 団体の役割が重要

である。県として、環境アドバイザー制度*等を活用した相談業務をはじめ、こうした団体の活動基盤強化を支援していく。

また、情報公開を徹底するとともに、インターネット等の新たな双方向メディアの積極的な利用により、県民と行政との情報交流を推進していく。

(3) 市町・事業者に対する支援

市町が設置する一般廃棄物処理施設の的確な施設整備が図られるよう国庫補助金の確保に努める。また、市町の減量化等の施策が十分に果たせるよう、一般廃棄物処理に関する基本計画の改定（原則5年ごと）及び適正な維持管理の実施等に関する技術支援に努めるとともに、ごみ分別ルールの統一やごみ処理有料化が進むよう必要な情報提供に努める。

事業者に対しては、廃棄物減量化やリサイクルの促進を図るため、循環型産業の育成のほか、再資源化施設の確保や適正配置について関係機関との協議検討を進める等の支援に努める。

(4) 広域的な処理体制の確保

県は、ごみの広域的な処理を推進するため、県ごみ処理広域化計画の進行管理を図るとともに、市町間の調整に努める。

また、適正処理の確保を図るため、市町・事業者の要請により財団法人兵庫県環境クリエイトセンターによる広域的な処理を推進する。

さらに、大阪湾圏域での広域的な最終処分場の確保のため、大阪湾フェニックス事業を推進していく。

(5) 不法投棄等不適正処理の防止

不法投棄等の防止は早期発見、早期対応を基本とし、不法処理監視員による監視強化など組織体制の強化を図るとともに、不法投棄防止対策協議会、地域廃棄物対策会議等により県警等関係機関と連携した取組を図る。

また、立入検査、報告徴収等により排出事業者、処理業者を指導し、廃棄物の適正処理を推進する。

(6) 環境率先行動計画の推進

廃棄物を排出する事業者である県としても、率先して自らの活動に伴う環境負荷を低減させるため、可燃ごみ排出量の削減等により廃棄物の減量化に努める。

また、公共事業におけるリサイクル製品等の使用に努める。

2 市町の役割

市町は地域における基礎的な自治体であるとともに、一般廃棄物処理に係る基本的責任を有しております、市町の主体的な取組が無ければ、本計画の達成は困難である。住民等の理解と協力を得ながら、一般廃棄物の減量化・リサイクルを推進し、循環型社会の実現に寄与していく。

(1) 廃棄物の発生抑制・分別排出等に係る普及啓発

広報誌や住民説明会を通して、市町の進めるごみ処理施策の周知を図るとともに、廃棄物の発生抑制や分別排出の徹底に向けた住民意識の向上に努める。

また、集団回収の助成措置やコンポスターへの助成等の拡充を図り、住民の減量化・リサイクル行動支援に努める。

(2) 分別収集の拡大とその受け皿整備

ごみの資源化又は有害物質を含む製品等の適正処理のためには、消費者がそれらの使用済み製品を排出する段階で分別を行うことが効率的効果的であることから、集団回収や店頭回収、製造事業者等による自主回収との併用を図りつつ、容器包装廃棄物の分別品目をはじめとして、分別収集品目の拡大を図っていく。

また、分別収集の受け皿として、容器包装リサイクル法の施行に対応したリサイクルプラザ、ストックヤード等の整備のほか、剪定枝処理のためのチップ化施設、生ごみ、し尿及び汚泥処理のための汚泥再生処理センター等の整備を進めていく。

(3) 適正な処理料金の徴収

ごみ処理には多額の費用を要することについて、排出者である住民や事業者の理解を得るとともに、ごみ減量化の推進、負担の公平化を図るため、ごみ処理費用の公表やごみ処理手数料の有料制の導入を進める。

また、事業活動に伴い発生する産業廃棄物についても、市町の処理施設で処理可能なものについては、適正処理の観点から、一定の料金を徴収したうえ、受け入れに努める。

(4) ダイオキシン類の排出抑制及び焼却灰対策

「兵庫県ごみ処理広域化計画」に基づき、安定燃焼が可能な一定規模以上のごみ焼却施設の整備を図るとともに、可燃物の攪拌や焼却温度の確保等の適切な維持管理を行うことにより、ダイオキシン類の排出削減を図るとともに、減量化、リサイクルの観点から灰の溶融固化施設の整備を進めていく。

(5) 適正処理体制の確保及び多量排出事業者対策

処理施設の適正な維持管理や一般廃棄物処理業者指導を引き続き行うとともに、排出量のうち、事業系一般廃棄物の比重の大きい市町においては、多量排出事業者に減量・リサイクルの協力を求めていく。

(6) 環境率先行動の取組

市町自らが、事業活動を行い、公共事業等の発注主体となることから、これらの諸活動を通じて発生する廃棄物等の発生抑制や再資源化等に率先して取り組む。

3 県民の役割

循環型社会の形成において、県民の果たすべき役割は、①自らがごみの排出者であるという立場と、②自らの消費行動を通じて事業者に対して働きかけを行う立場という2つの側面から考える必要がある。

一方、こうした重要な役割を担っているにも関わらず、5Rに配慮した県民意識や実践活動については、地域・世代・階層等による格差が大きい。このため、5Rの実践等、自らのライフスタイルを通じて循環型社会の構成員としての役割を担う。

(1) ごみを出さないライフスタイルの実践

買い物袋の持参や過剰包装の拒絶等、すぐにごみとなる物を受け取らないようにするとともに、リターナブル容器に入った製品の購入や、製品を修理して長期間使用するといったライフスタイルを実践する。

(2) 家庭内リサイクルの推進による発生量の抑制

生ごみ処理機やコンポスターの利用による生ごみの発生抑制に努めるとともに、紙類（新聞、雑誌、ダンボール等）や缶、びん等の資源物については、家庭内で分別し、集団回収や市町の分別収集、スーパー等での店頭回収に持ち込み、廃棄物としての発生を抑制する。

(3) 消費行動を通じた事業者等への働きかけ

製品等の購入にあたっては、便利さや快適さだけを求めるのではなく、再利用や再資源化のしやすい製品やリサイクル製品、環境負荷の少ない製品を選択して購入（グリーン購入*）することを通じ、事業者の環境配慮行動が促進されるよう働きかけを行う。そのため、県連合婦人会等の3団体が提唱している「環境にやさしい買物運動」にも積極的に参加していく。

また、NPO活動等を通じて、事業者や行政の取組に対し監視や情報提供を行うこ

とも必要である。

(4) 処理費用等の負担

使用済み製品等のリサイクルや適正処理には、一定のコストが必要であり、これらのコストは製品等の便益を享受している県民が負担する必要がある。例えば、家電リサイクル法による廃家電の引き取りに伴う経費を県民が適切に負担する。

また、負担の公平を図るために、市町が実施するごみ処理手数料の徴収や指定袋制の趣旨を理解し、県民が適切に負担する。

4 事業者の役割

事業者は、その製造活動等を通じて、廃棄物の発生抑制や自らの製造工程を通じた副産物の再利用・再資源化に努めるとともに、廃棄物等を発生する場合には、**排出者負担の原則（PPP）***に基づき、当該廃棄物等が適正に処分されるまでの責任を有する。

また、近年、平成9年度の容器包装リサイクル法、平成13年度の家電リサイクル法の施行にみられるように、使用済製品が廃棄物となった場合に、製造者に一定の処理責任を負わせる制度（**拡大生産者責任（EPR）*の原則**）が定着しつつあり、今後も自動車について新たな制度が設けられる予定である。

排出者責任に加え、製造者責任が規定されつつあるのは、一種の処理コストの内部化（適正処理困難な原材料を使わせないこと）であり、今後ともより広範な使用済製品に拡大していくものと見込まれる。事業者は、このような動きに歩調をあわせつつ、使用済製品の回収、リサイクル・適正処理促進に向けて、必要な措置を講じる責任を有する。

こうした責任を踏まえ、事業者は、循環型社会実現に重要な役割を担う。

(1) 環境効率に配慮した事業活動の推進

事業活動の推進にあたって、最小限の資源投入量で、最大限の製品・サービスが生産されるよう努めるとともに、その製品の使用やサービスのライフサイクル全般を通じて、廃棄物が発生せず、環境負荷が少なくなるような製品設計やサービスのあり方の工夫を行う。

また、製品の長期使用を推進するため、修理の容易な製品構造にするとともに、修理体制の充実等に努める。

(2) 事業活動におけるグリーン購入の推進

排出事業者は、自らが製品等の購入者（消費者）でもあることから、再利用された部品や再生原材料等が再び製造工程において利用され、健全な物質循環の環が形成されるよう、再利用部品や再生原材料を使用した製品等を積極的に購入しなければならない。

また、製品等の販売事業者は、当該製品の販売時において、製造事業者が講じた長寿命設計や修理体制等の情報を消費者に確実に周知しなければならない。

(3) 有害物質の使用の抑制及び適正処理の確保

製品等の生産にあたっては、有害物質の使用及び発生の抑制を第一とし、やむなく使用する場合は、有害物質が外に漏れることのないようにし、有害物質を含んだ製品が市場に出た場合でも、当該製品等が確実に回収されるように努めなければならない。

また、PCB等保管されている有害物質については適正に処分しなければならない。

さらに、ダイオキシン類については焼却施設等からの排出量の削減を図るため、焼却温度の確保等の施設の適切な維持管理に努めなければならない。

(4) 排出事業者責任の徹底と不適正処理の防止

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物（事業系廃棄物）を自らの責任において適正に処理しなければならないこととされている。このうち、産業廃棄物については、処理基準に従って自ら適正に処理することのほか、自ら処理できない場合は許可を有する産業廃棄物処理業者に、定められた委託基準に従って適正な委託を行わなければならない。また産業廃棄物を運搬するまでの間は、保管基準に従って適正に保管しなければならない。

なお、事業系廃棄物のうち、一般廃棄物についても、自ら減量に努めるとともに、市町の施策に協力しなければならない。

5 処理業者の役割

産業廃棄物処理業者は、排出事業者の責務である産業廃棄物処理を補完し、排出事業者に代わって収集・運搬又は処分を行う者であり、廃棄物処理の専門家としてその責務は非常に重要であり、事業者と連携して循環型社会に必要なリサイクル産業の担い手としての役割を果たしていくことが求められる。

(1) 適正な処理の実施と技術水準の向上

廃棄物処理法を常に了知し、物質循環の重要な部分を担う自覚のもと、廃棄物等の適正処理を確実に行うとともに、自ら知識や処理技術の研鑽に努めなければならない。

また、排出事業者と協力し常に産業廃棄物の処理の流れを確認しつつ、産業廃棄物の再資源化、減量化を図っていくとともに、行政及び排出事業者からの改善等の指示・指導に従い、産業廃棄物処理及びリサイクルに関する既存技術の改良及び新規技術の開発に努め、最適処理システムの構築を心がける。

(2) 処理に係る信頼関係の確保

処理業者として事業の採算性と同時に、環境保全事業に携わる社会的責任も重大であることを認識し、周辺住民への十分な説明、監視測定データの公表、締結した環境保全協定の遵守等に誠意を持って取り組み、地域住民等との信頼関係の確保に努める。